

文部科学省物品・役務等契約監視委員会（第46回）議事概要

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 開催日及び場所 | 平成31年3月29日（金） 文部科学省 会計課会議室 | |
| 出席委員 (敬称略) | ○委員長代理 松浦 亨（北海道大学病院客員診療教授） ○委員 大谷 益世（公認会計士） 楠 茂樹（上智大学教授） 清水 光（弁護士） | |
| 審議対象期間 | 平成30年10月1日～12月31日 | |
| 個別審査案件 | 8件 | ○議事 (1) 平成30年度第3四半期に締結した契約の概要 (2) 個別審査対象案件 (3) その他 |
| 一般競争入札方式 | 3件 | |
| 最低価格方式 | 1件 | |
| 最高価格方式 | 0件 | |
| 総合評価方式 | 2件 | |
| 指名競争入札方式 | 0件 | |
| 最低価格方式 | 0件 | |
| 総合評価方式 | 0件 | |
| 随意契約方式 | 5件 | |
| 企画競争 | 3件 | |
| 公募 | 0件 | |
| 競争性のない随意契約 | 1件 | |
| 不落随意契約 | 1件 | |
| 事前審査案件 | 0件 | |
| 委員からの意見・質問、 それに対する回答等 | 別紙のとおり | |
| 委員会による意見の内容 | 審議の過程で検討や見直しをしていただきたいと申し上げた点については適切に対応をお願いすることとし、全体としては問題なく処理されている。 | |

| 質 問 ・ 意 見 | 回 答 |
|--|---|
| <p>個別審査案件について（以下、審査順）</p> <p>①「オリンピック競技大会優秀者顕彰等記念品（銀盃）一式」の購入 【一般競争入札（最低価格落札方式）】 （大臣官房会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件は、一般競争最低額落札方式の調達で、応札者と価格が折り合わずに再度公告を行った案件であるが、毎年作成・制作するような物品の調達計画があれば、前もって価格変動の少ない時、安定した時に事業者にて資材を確保しておくことはできないか。 事業者側としては、先物相場である程度相場が下がっている時に溜めておいて、供給する時には時価で換算することで利益をあげていると思われるが、発注者側でそれを予定価格に反映させることは難しく、予定価格はその時の時価で評価しているということか。 相場が下がっている時に買い込むことも単年度の会計上、難しいと思われるので、妥当な調達であったと思われる。 <p>②平成30年度「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」 【随意契約（企画競争方式）】 （総合教育政策局 生涯学習推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術審査専門員の評価欄にいろいろな意見が書かれているが、採択されている提案にも手厳し | <ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札の場合、契約事業者を予め選定するということができないというのが大前提であり、事業者側において、リスクを負って資材を確保するというところまではできないのではないのかと思われる。 ご指摘のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 評価欄の記載は批判的なものばかりではないが、採択する際にはそのような指摘があ |

| | |
|---|--|
| <p>い意見が並んでいる。技術審査専門員には、評価欄に基本的に批判的な評価を記載するように説明をしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本件は企画競争であり、批判的な評価が審査委員の先生方からあった場合は、それが採択に相当であるかを踏まえ、採択する場合は改善要望としてもう一度事業計画を出し直した形で採択されていくという理解でよいか。 • 外部の方が批判的な評価を見た時に、悪い評価をされているのに、どうして採択されるのかというようなご意見が出ることを危惧するので、今後の書きぶりをご検討いただきたい。 • 技術審査専門員の評価に雑役務費が過大との記載があり、何を見て過大と思われたのか、実際に過大かどうかという基準が良くわからない。 • • 再委託する時の雑役務費の部分が過大であるというようなご指摘が結構あるので、次年度の公募の際、引き続きご指摘を踏まえた検討をしていただきたい。 | <p>ったということも踏まえ、より良い事業計画書を出していただきたいという目的で、技術審査専門員からコメントをいただいているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ご指摘のとおり。 • 承知した。 • 本委託事業は、学校が持っている教育のノウハウを活用した新しいプログラムの開発をしていくもので、学校の中でこういう方針でこういったプログラムを作る、カリキュラムをどういうふうに組んでいく、という方針等を決めていただくことが多いが、それを形にするところで外部委託している学校が多い。そういった学校は雑役務が多くなってくる傾向があることから、評価の審査をしていただく時にも、そのようなご指摘をいただいている。これを受け、文部科学省から委託先に対して、外部委託する際には経費が過大にならないよう伝えているところである。 • 承知した。 |
|---|--|

③平成30年度文部科学省における基本的な政策の
立案・評価に関する調査研究（未来社会を見据えた
課題解決のための政策立案に関する調査研究）
【一般競争入札（総合評価落札方式）】
（大臣官房政策課）

・本件を企画競争にしないで総合評価にした理由は。

・ 総合評価の審査基準で、ワーク・ライフ・バランスの項目を評価の採点にしておきながら、全員の評価結果が 0 だというのは、果たして評価基準としていいものか。

④薬学実務実習の諸課題についての調査・研究
【随意契約（企画競争方式）】
（高等教育局 医学教育課）

・ 企画競争で 1 者応募ということだが、審査結果にバラツキがある。審査結果の中でやや劣っている、劣っているというような低い点数がついているが、1 者の場合は、どこに下限を設けるかということが課題になると思われる。つまり、

・ 本件は、政策的にこういう風にやらなくてはならないという方針が比較的定まっており、提案内容のボリュームの設定がしやすかった。加えて、しっかりとコストパフォーマンスを発揮することが評価できるよう、総合評価方式としたもの。

・ ワーク・ライフ・バランスの設定は、省庁横断的に設定しており、結果として今回、該当する者の応札がなかった。ワーク・ライフ・バランスにしっかりと配慮する事業者が多く応札することはなかなか実現が難しいこともあり、現在は基礎点ではなく、加点要件としているところ。文部科学省としても、契約の相手方はできるだけワーク・ライフ・バランスにしっかりと配慮する業者であることが望ましいことになり変わりなく、そうなるよう努力したいと思う。

失格基準というようなものを作って、例えば総合何点以下は採択しないといった形も取っているか。または、審査委員全員がダメと評価していても、形式上の要件さえ満たしていれば、それで契約するのか。

- どうして今回は 1 者になってしまったのかという分析と、来年度は複数者応募してもらうために、どう考えているのか。
- 審査結果のバラツキや、足切りの条件については、ある程度のその基準を検討しては。

⑤サイエンス・インカレに関する広報等事業

【随意契約（不落・不調随意契約）】

（科学技術学術政策局 人材政策課）

- 応募した者の一回目の入札額と二回目の差は何か分析したら、国内旅費と人件費を大幅に削っている。借損料、賃貸料も半額に抑えている。これだけ削るのは不可能だと思ったが、企画内容に支障がなかったか。
- 応募額と契約額が 10%乖離しているが、文部科学省が立てた予定価格の積算が妥当だったか

判断をいただいたところ。なお、当然に審査結果の点数が低い場合において、審査委員がこれは採択先としては適当ではないという判断をされたら、当然、単純に 1 者だからといって採択するというわけにはいかないと考えているところ。

- 大学関係者等へ、この公募についてのアピールが少し足りなかったのかと思う。その意味で、改めて来年度については、より本事業の趣旨なり、政策的な意図をより積極的に展開して、できるだけ複数の方から応募がいただけるよう考えているところ。
- 承知した。

- 本業務を実施した結果、業務は問題なく完了している。応募者の考えがあらうかとは思いますが、本件のようなイベントの運営では、不測の事態に対応するための経費をどこまで積算に反映させるかという判断があると思っている。そのため最初は余裕を持った金額を提示し、その後、本件の過去の実績を調べれば大体の規模感はわかるので、そこからより現実的、支障のない範囲の金額まで削減されたのではないかと理解している。
- 金額は乖離していたが、予定価格の範囲内であったことと、その金額で応募者も支障

検証してはどうか。それで支障がなければ、次回の調達もこれを踏まえて調達を実施していただければと思う。

⑥国内教育研究機関における宇宙開発利用分野の研究シーズ及び当該シーズの海外における協力ニーズに係る調査検討

【一般競争入札（総合評価落札方式）】
（研究開発局 宇宙開発利用課）

- 一般競争でありながら一者応札になってしまった要因はどんな風に分析しているか。
- 技術点を評価する際によく問題になるが、委員の間で非常に点数の差があり、加点のところ二人の委員が9点で他の委員が50点もつけている。50点が加点の満点とされているが、委員に対する説明や、審査が適正に行われたかについてどのように考えているか。

なく実施するという意志であったため、本件契約を締結したものである。今後のためにも、金額の乖離に関しては応札者にヒアリングしてみてもと思ったので、対応を検討したい。

- 本事業は、過去に一者応札だったこともあり、今年度の事業を行うにあたって相当程度工夫をしてきたつもりである。実際、一昨年度と比較して公告期間を少しでも長くする、仕様書の作成の時期を早めるなど準備をしていたが、関心を持った事業者からは、本件の契約期間ではマンパワー的に回らなさそうだというご意見をいただいたもの。来年度は今回の反省を生かしてなるべく作業期間を長めに取れるようにするのが第一の改善策と思っている。
- 評価時には各委員が同席の上、互いの質問や提案者の応答も全部共有するなど、情報自体は万遍なく共有されており、手続きとして大きな問題はなかったと思う。一方で、加点の付け方に差があるということは事実である。
ある程度詳細に仕様書が固められているのであれば、提案内容をどう評価するか事前に加点の共通認識をとるということも可能とは思っている。ただし、今回の仕様書はある程度柔軟な提案が可能になっている様式にな

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者が2者以上にならないと何とも言えない部分があるので、一者というのは避けるような工夫をしたほうがよい。 <p>⑦オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（パラリンピック教育普及啓発事業） 【随意契約（企画競争方式）】 （スポーツ庁 オリンピック・パラリンピック課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画競争において評価点数をつけた結果、2位が同着となった事例であり、それぞれ良い評価を得たことから、当初想定していた予算規模、採択件数（2件）を超えることとなるが、上位3件を採択した事例ということか。 <p>⑧「学級規模が学力、学習意欲及び社会性の経年変化に与える影響に関するパネル調査研究」に関する標準学力検査得点加工及び解答状況加工業務一式 【随意契約（競争性のない随意契約）】 （国立教育政策研究所 総務部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件を競争性のない随時契約にした理由は、県 | <p>っていることから、加点の共通認識を仮に持ったとしても、見る対象物が必ずしも並べて比較できないものになるので、共通認識をどういう風に持つのかについては、難しいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 承知した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、審査委員会での評価の結果、非常によい提案が互角で並んでおり、そこからあえて予算、件数の範囲内とするために数者を除外する積極的理由も見当たらなかった事例である。 予算については調整可能であること、件数については3者とも採択することを審査委員会に再度諮った上で、承認が得られたことから、上位3件を採択した案件となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおり。 |
|---|--|

における標準学力検査のデータは、同検査を実施した学校と事業者のみが保有していることと、同学校と事業者以外の者が同データの処理を行うことは、各調査対象地域の市町村、教育委員会で同意された事項に反するためか。

- なぜ民間の事業者が標準学力検査のデータを持っているのか。
- 民間の事業者が管理しているデータは匿名化されているか。
- 個人が特定できるデータをずっと民間が持ち続けていて、それを国が使わせてもらうという形の契約となっているため、個人情報の管理が適切に行われているかについては懸念があるのではないか。

【総括】

- 審議の過程で検討や見直しをしていただいた点として適切に対応をお願いすることとし、全体としては、特段の意見はないものと結論づける。

- 標準学力検査という試験は、民間の事業者が開発したもので、それを県が実施したいと依頼して同事業者に実施してもらっているものである。そのため、実施主体である民間の事業者がデータを持っている。
- データは全て個人情報も入った状態で事業者が持っている。個人情報が付帯されたままのデータを民間企業が持っていることについては、県とその事業者の契約内容なので、国が立ち入る物ではないと理解している。
- きちんと個人情報等の取扱いをしている会社だということは証明としてもらっているが、今回のご指摘では、契約云々でなく、そもそもの個人情報を含むデータの取扱い自身に懸念があるのでは、という意見が出たことを共有したい。